

## 飯豊町物価高騰対策支援商品券配布事業に関する Q&A

Q.1 商品券の配布対象者はどうなっていますか？	A.1 令和5年12月31日時点で飯豊町の住民基本台帳に登録されている方(住民票上の住所が飯豊町となっている方)が対象となります。 また、令和6年1月1日から令和6年7月31日までに出生し、令和6年8月13日までに飯豊町の住民基本台帳に登録された方(新生児)も対象となります。
Q.2 商品券はどのような方法で配布されますか？	A.2 世帯ごとに、ご世帯主様宛にお届けします。お届けは、愛昭運輸株式会社にて行います。(※お受け取り時にはサインが必要となります。) お届けは、飯豊町の行政区順に行います。(※おおよそ、中、萩生、黒沢、樺、小白川、添川、松原、手ノ子、高峰、中津川の順にお届け予定です。) ※新生児は、出生届を確認後、ご世帯主様宛てに配達します。
Q.3 商品券の配布期間は、いつからいつまで行われますか？	A.3 2月26日(月)から3月15日(金)までの間に各世帯にお届けいたします。ただし、不在連絡票による再配達の場合、お手元に届くのが3月15日(金)以降になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
Q.4 留守にされていて、不在連絡票が入っていました。その場合は、どうすればよいですか？	A.4 お届け時にご不在の場合には不在連絡票が投函されますので、不在連絡票に従い、愛昭運輸株式会社にご連絡をお願いします。 なお、不在時の取扱いについては、下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"><li>・1回目配達時に不在の時点で不在連絡票を投函いたします。</li><li>・2回目配達時に不在の場合、再度不在連絡票を投函いたします。</li><li>・3回目配達時に不在の場合、商品券は役場に保管されますので、4月1日(月)以降に、役場2階商工観光課窓口までお越しくください。</li></ul> ※愛昭運輸株式会社での再配達の受付期間は、3月29日(金)17:00までとなります。 ※郵便局での郵送などへの配達方法の変更は対応できません。 ※商工観光課窓口対応可能日時【平日のみ 8:30~17:15】 事前にご連絡をいただくと、スムーズにお渡しできます。

<p>Q.5 令和6年1月1日以降に町外へ引っ越し、住民票を他市町村に移しました。その場合は商品券を受け取ることはできますか？</p>	<p>A.5 お受け取りいただけます。  ただし、商品券は令和5年12月31日(日)現在の住民票上の住所にお届けします。郵便局の配達によるお届けではございませんので、郵便局に転送手続きを行っていても今回の商品券のお届けには適用されませんのでご注意ください。  なお、3回目の配達でもご不在の場合は、商品券は役場に保管されますので、4月1日(月)以降に商工観光課窓口までお越しください。</p>
<p>Q.6 住民票上は飯豊町民ですが、実際の居住地は他市町村になっています。その場合、商品券を受け取ることはできますか？</p>	<p>A.6 お受け取りいただけます。  配達方法に関しては、A.5 をご覧ください。</p>
<p>Q.7 令和6年1月1日以降に別住所に引っ越ししました。商品券を新住所に送ってほしいのですが…。</p>	<p>A.7 対象者確認及び送付作業の都合上、新住所への配達はできません。A.4、A.5 の配達方法をご確認いただき、恐れ入りますが4月1日(月)以降に商工観光課窓口までお越しください。</p>
<p>Q.8 世帯主が入院その他の事情により、受け取りができない状態にあります。どうすればよいですか？</p>	<p>A.8 世帯員の方の身分証明書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真と住所を確認できるもの)を配達員にご提示の上、商品券をお受け取りください。  ※商工観光課窓口での受け取りは、世帯主又は世帯員のほかに第三者の受け取りも可能です。第三者の受け取りの場合は、対象者からの委任状が必要となります。委任状は、町ホームページか商工観光課窓口から取得することができます。</p>
<p>Q.9 長期間留守にしており、不在連絡票に従い再配達の手続きができませんでした。その場合、どのようにすればよいですか？</p>	<p>A.9 4月1日(月)以降に商工観光課窓口で受け取ることができます。受け取りの際には本人確認をいたしますので、身分証明書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真と住所を確認できるもの)をご持参ください。</p>

◆問合せ先／飯豊町役場商工観光課産業連携室 電話:0238-87-0569(直通)